

端末機器の技術基準等に関する意見について

2025/08/04
デジタルライフ推進協会 (DLPA)
技術WG
サイバーセキュリティTG・ルータ分科会



Agenda

- デジタルライフ推進協会 (DLPA) の概要と活動内容
- 端末機器の技術基準等に関する意見



DLPAについて

- ・ 名称：一般社団法人 デジタルライフ推進協会（略称：DLPA）
- ・ 設立：2010年2月1日
- ・ 役員：

代表理事	和田 学	株式会社バッファロー	専務執行役員
理事	加藤 光兼	株式会社アイ・オー・データ機器	上席執行役員
理事	小松 正樹	NECプラットフォームズ株式会社	シニアディレクター
監事	中山 千里	株式会社バッファロー	取締役
- ・ 会員：11社（2025年4月末現在）
- ・ 事業内容
 1. デジタルライフの普及促進及び啓発活動
 2. デジタルライフの実現に付随する基準、規格、ガイドラインの提案
 3. デジタルライフの普及に関連する提案、及び意見表明
 4. デジタルライフと関係の深い、放送、通信、電子機器、家庭電化製品、家電販売などの諸業界団体との連携
 5. 前各号に掲げる事業に附帯関連する一切の事業

DLPAの具体的活動と成果

2025  **JC-STAR 賛同団体・技術検討参画**

2024  NOTICEベンダ部会への参画

2019  「DLPA推奨Wi-Fiルーター」の提案

2016  DLPA NFCガイドライン策定

 DLPAリモートアクセスガイドライン2.0策定

2014  DLPA NASガイドライン2.0策定

 外付けHDD録画データ救済ガイドライン策定

2013  DLPAリモートアクセスガイドライン策定

2011  DLPA NASガイドライン策定

デジタルライフ
(家庭ネットワーク)
の利便性追求
⇒ 安全性追求へ

「DLPA推奨Wi-Fiルーターの提案

 IoT機器を狙ったサイバー攻撃の予兆が観測される中、2019年という早い段階でルーターのセキュリティに関する共通仕様を策定。
「自動ファームウェア更新機能」と「管理画面へログインするためのID/パスワードの固有化」の実装必須化を会社間合意、「DLPA推奨ルータ」として販売し安心安全を訴求

DLPA 推奨 Wi-Fi ルーター

ファームウェアの自動更新に対応



管理画面へのログインIDもしくはパスワードの固有化



《Wi-Fiルーター利用における4つの提言》

1. 最新ファームウェアでの運用
2. より安全なパスワードの設定
3. 修理/サポートの期限について
4. 脆弱性問題に関する更新プログラムの提供について

JC-STAR 賛同団体・技術検討参画



2025年3月から運用開始の「セキュリティ要件適合評価ラベリング制度（JC-STAR）」の賛同団体として、会員ロゴ取得推進や訴求活動を展開しております。

また、通信機器適合基準WG（RCC-WG）において、レベル3（通信機器）技術要件検討にも参加しており、当会の知見を入力しております。

バッファローがJC-STAR「★1」取得、DLPAでは正会員各社が年内めどに取得の予定

山田 貞幸 2025年5月21日 14:45

[ポスト](#)
[リスト](#)
[f シェア](#)
[B! はてブ](#)
[note](#)
[in LinkedIn](#)

報道関係者各位

2025 年 5 月 21 日



DLPA 会員が「IoT セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」のラベル取得を開始

デジタルライフ推進協会(以下、DLPA)は、この度独立行政法人情報処理推進機構(以下、IPA)により運用が開始された「IoTセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」におけるレベル1制度(以下、JC-STAR(★)制度)につきまして、DLPA会員の製品が適合レベルを取得しましたことをごお知らせいたします。なお、対象製品を提供してよりすべての正会員につきましても年内をめどに適合レベル取得製品を提供予定となっており、順次ご案内する予定です。

適合ラベル取得製品の一覧は、こちらよりご確認ください

セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度

「JC-STAR」プレスセミナー

YOSHIOKA Lab.
Yokohama National Univ.
横浜国立大学
大学院環境情報研究 教授
吉岡 克成

経済産業省
サイバーセキュリティ課 課長
武尾 伸隆

株式会社バッファロー
執行役員
富山 強

2025.5.27 火 15:00 ▶ 16:00

JC-STAR適合商品 ※5月21日時点

JC-STAR: ★1 (レベル1) 適合商品
合計 21シリーズ79型番: 法人向け商品 20シリーズ計76型番、コンシューマ向け商品 1シリーズ計3型番

JC-STAR対応 法人向けネットワーク商品ラインナップ

アクセスポイント	ルーター	NAS
 Wi-Fi 6E Triband WAPM-AXETR Wi-Fi 6E 4x4 WAPM-AX8R Wi-Fi 6E 2x2 WAPM-AX4R Wi-Fi 6E 2x2 Compact WAPS-AX4	 10G VPN Router VR-U500X TS5020シリーズ Wi-Fi Router WXR18000BE10P TS3030シリーズ	

**JC-STAR対応
コンシューマ向け商品**

Wi-Fiルーター

WXR18000BE10P

BUFFALO

バッファローの「JC-STAR」適合商品では、下記のようなセキュリティ仕様を定めています。

認証 ファームウェア更新 暗号化 情報開示 その他	■ 初期パスワード設定ウィザード (法人商品) ■ 脆弱なパスワードの禁止 ■ ファームウェア自動更新機能 ■ 悪意のあるファームウェアのインストール排除 ■ 通信プロトコルの暗号化 ■ ユーザー設定パラメータ・ログの保存暗号化 ■ 脆弱性対策ファームウェアの自動更新 ■ 脆弱性対応ポリシーの案内 (バッファロー-HP) ■ セキュアな商品廃棄方法の案内 (マニュアル) ■ 安全でないプロトコルの初期値無効化 ■ サポート終了の案内 ■ 停電復旧時の通信自動回復
--	--

JAIPA様との連携協議(ISP・ルータ連絡会)

- 日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)様と共同で「ISP・ルータ連絡会」を設立し、家庭用ルータの利便性とサポート解決に関する議論を進めております
- 論点例: サポート切れ(EOL)ルータに関する対応
 - ISP目線からサポート終了ルータ製品が分かりにくい指摘を受け、DLPAでランディングページを作成・公表。各ISPからリンク・バナー設置頂き、アクセス数を向上
- 論点例: ルータモードの設定案内に関するISP/メーカー間相違点整理
 - ルータのモード設定(ルーティング/ブリッジなどの役割切替機能)について、メーカーの推奨案内とISP案内が異なる課題議論。ISP毎の推奨設定をメーカーでも案内できるよう準備中

「JAIPAのつどいin金沢」における
活動内容報告プログラム

プログラム(詳細) 10月25日(金)

プログラム概要		プロフィール	
13:30-14:20	ISP・ルータメーカー連携連絡会の活動動向	ビッグロブ株式会社 プロダクト開発本部 部長 NAGATOMIエレクトロニクスへ入社して、NAGATOMIエレクトロニクス等の製造業に従事。 2005年ビッグロブへ転職してインターネットサービス業へ転身。 運用部門、データセンター運営部門などに所属して、ISP領域部門でアソシエイトマネージャーを務める。 VPN事業立ち上げ、IPv6/IPv4、NAT64/DNS64等の開発を牽引してきました。 現在は東京からリモートでワシントン、ISPネットワークと運用業務のほか、顧客接点の運営業務にも従事。	デジタルライフ推進協会 普及ワーキンググループ長 DLPAの活動を推進する普及ワーキンググループでDLPAの活動を企画、PMとしております。 所属会社は株式会社アイ・オー・データ機器で電気プロセッサの部室に所属しております。 現在は法人のお客様を中心に商品の企画、ご提案を担当しております。全国の代理店、販売店への研修会やセミナーで講師として飛び回っておりますが、最近にはネットワーク機器全般の製品に関するワークショップを開催していることもあり、ちょうどDLPAの設立のルータを扱った際にルータ製品の普及活動を行ってまいりました。
プログラム概要 2024年6月から活動を開始しているISP・ルータ連携連絡会の活動報告です。この連絡会はISP8社、ルータメーカー5社で月1回頻度で活動しており、ISPとルータ製品にかかわる諸問題の解決に取り組んでおります。まず取り組んでいる課題は、サポート切れルータへの問題と、ISP・ルータメーカーのカスタマサポートにおけるお客さまのたらいまわしについて検討を行っております。JAIPAの集いin金沢では、4社から出てきた課題の事例共有を行い、参加者のご意見をお伺いしたいと考えています。		長田 成人氏 ビッグロブ株式会社 (アイ・オー・データ機器) 土肥 毅大氏 一般社団法人デジタルライフ推進協会 普及ワーキンググループ長	

端末機器の技術基準等に関する意見



意見1：端末設備規則等の技術基準とJC-STARとの整合性

- 端末機器のセキュリティ基準は、少なくとも**技術基準**に関しては**JC-STARとは異なる制度であることを前提として検討**いただき、JC-STARからの流用を行うにしても一部引用に留めて頂きたいと考えます。
- 流用に関しても、第三者認証として**実施が困難なもの、コストがかかりすぎるもの、実効性確認が困難なもの**があり、そのようなものが含まれないよう考慮いただきたいと思います(下表参照)。

No.	JC-STAR★1 セキュリティ要件	適合基準概要	強制規格とすることに関する賛否 (DLPA)
1	適切な認証に基づく アクセス制御	認証パスワードへの対応	○：既存基準の明確化に資するため
2	容易に推測可能なデフォルトパスワードの禁止	パスワード初期設定・長さ	○：既存基準の明確化に資するため
3	パスワード等の認証値の変更機能	パスワードの変更	○：既存基準の明確化に資するため
4	ネットワーク経由のユーザ認証に対する 総当たり攻撃からの保護	パスワードロックアウト	○：既存基準の明確化に資するため
5	連絡先・手続き等の脆弱性開示ポリシーの公開	脆弱性開示ポリシー公開	×：第三者認証による有効性確認が困難
6	ソフトウェアコンポーネントのアップデート機能	FW更新が可能	○：既存基準の明確化に資するため
7	容易かつ分かりやすいアップデート手順	容易なFW更新	○：「DLPA推奨ルータ」要件であり反対理由なし
8	アップデート前のソフトウェアの完全性の確認機能	FWの完全性チェック	△：第三者認証における実試験のコスト高く、自己宣言相当の簡略運用を要望
9	セキュリティアップデートの優先度決定方針の文書化	脆弱性における優先度開示	×：第三者認証による有効性確認が困難
10	ユーザが型式番号を認識可能とする記載・機能	本体への型式番号の記載	○：現行技適制度とほぼ同等のため
11	製品に保存される守るべき情報の保護(データの暗号化、匿名化等)	パラメータ不揮発暗号化	×：第三者認証における実試験のコスト高い
12	ネットワーク経由で伝送される守るべき情報の保護(通信の暗号化等)	クラウド通信時の暗号化	×：第三者認証における実試験のコスト高い
13	不要かつリスクの高いインタフェースの無効化(物理・論理通信ポート)	ポートスキャン試験の合格	△：第三者認証における実試験のコスト高く、自己宣言相当の簡略運用を希望
14	停電時等から復旧時の 認証情報等の維持 (初期状態に戻らないこと)	停電時のパラメータ不揮発	○：現行技適制度とほぼ同等のため
15	製品内に保存される守るべき情報の削除機能	ユーザ初期化方法の開示	×：第三者認証における実試験のコスト高い
16	ユーザへの セキュアな利用・廃棄方法に関する情報提供	サポート終了時等の開示	○：第三者認証における確認コストが許容可能

意見2: 旧規格の利用停止に関する議論について

- 本技術基準における前回議論中、改正前に適合取得した機器の**法的効力を伴う利用停止**に関する議論があったと認識しております(議事要旨p3)。
- 特に家庭用の端末設備は利用者・管理者が多様に混在しているため、トラブルを回避するためにも**法的効力をもって利用停止や置き換えを強いることの無いよう**配慮願います。
- かかる脆弱なIoT機器は、**利用者・管理者の自発的な置き換えを促すことが**トラブルがより少なく、**それらの周知活動を後押しいただくことが**最も有効な政策ではないかと考えます。

【相田主査】

電波法では規格が変わると古いものは使えず、例えばワイヤレスマイクは何度か取換えが必要になっているので、電気通信事業法においても、制度改正して、そのような形にすることができるのではないかと。

【江崎構成員】

相田主査がおっしゃった方向で、詳細を詰めるのが良いのではないかと。J C - S T A Rに関しては有効期限があり、技適を取得している機器で重大なインシデントが発生した場合、それを止めることが必要になり、致命的なインシデントであれば再度技適の認証を取る必要があるという形にするのも考え方の一つ。これならばJ C - S T A Rとも矛盾しないので、ベンダーにとってもわかりやすいのではないかと。

※情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会(第88回) 議事要旨 p3

ご参考: DLPA会員における脆弱な端末機器の利用停止案内

- 利用停止すべき機器(EOL製品)に関する案内ポリシー
 - DLPA会員メーカーの製品では脆弱性対応窓口を設置しており、常にJP-CERT等の各機関と連携しながらファームウェアの改修・更新を実施しています。
 - サプライチェーン要因などが理由でサポートが困難となった製品に関しては、**別途リスト化しお客様へ買い替えを案内**しております。

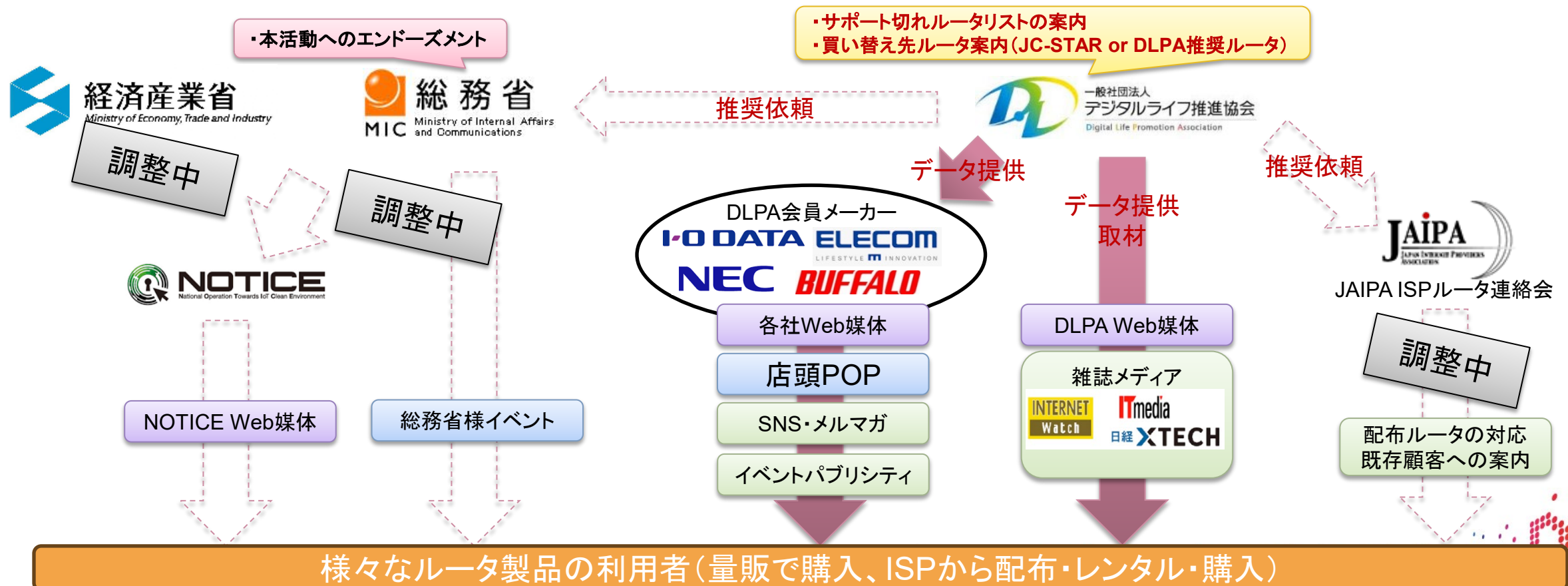


商品サポート状況一覧 (2025年4月30日現在)		
サポートが終了している、または、終了する予定の商品はその年月を記載しています。また、サポートを継続している商品はその旨を記載しています。		
商品名	製造終了年月	サポート終了年月
AS-A100	2015年5月	2015年5月
BHR-4HG (Ver.1系列)	2021年4月	2021年4月
BHR-4HG (Ver.2系列)		サポート継続中
BHR-4MG (Ver.1系列)		サポート継続中
BHR-4MG (Ver.2系列)	2023年4月	2028年4月
BHR-4GRV	2014年2月	2019年2月
BHR-4GRV2		サポート継続中
BHR-4RW	2011年9月	2021年4月
BK441D0404	2017年8月	2022年8月
BK441D0804	2017年9月	2022年9月
BLR2-TX4	2003年9月	2008年9月
BLR2-TX4L	2003年2月	2008年2月
BLR3-TX4	2003年9月	2008年9月
BLR3-TX4L	2003年9月	2008年9月
BLR-TX4	2001年10月	2006年10月
BLR-TX4L	2002年5月	2007年5月
BLR-TX4L-5V	2002年5月	2007年5月
BLR-TX4M	2003年11月	2008年11月
BLR-TX4S	2003年4月	2012年4月
BPV-PD-TX1	2007年2月	2012年2月
BS-2008	2006年11月	2011年11月
BS-2016	2006年11月	2011年11月
BS-2016M	2006年9月	2011年9月
BS-2016MR	2006年10月	2011年10月
BS-2024GM	2006年10月	2011年10月
BS-2024GMR	2006年10月	2011年10月
BS-2108M	2006年9月	2011年9月
BS-2108MR	2006年9月	2011年9月
BS-G2008MR	2012年4月	2017年4月
BS-G2016MR	2012年4月	2017年4月
BS-G2024MR	2012年12月	2017年12月
BS-G2108M	2015年11月	2020年11月
BS-G2116M	2016年2月	2021年2月

https://www.iodata.jp/support/information/eos_list/
<https://www.elecom.co.jp/support/end-of-support/>
https://www.aterm.jp/support/inquiry/hoshu_list.html
https://www.buffalo.jp/support/other/eos_list.pdf

ご参考: DLPAの「古いルータの買い替え促進」草案

- DLPAでは脆弱なルータを「**自発的に買い換えて頂く**」促進運動を計画中
 - DLPA各社の**EOL製品リスト**を**JAIPA会員ISP様**に**展開しユーザ様に案内**いただいております、これらの活動拡大に加え、各セキュリティ関係団体にも協力依頼し、本年10月から訴求活動を開始予定
 - 会員ホームページをはじめ、Web媒体・雑誌メディアなどを活用し、多様なチャネルのユーザ・管理者への周知活動を実施する予定



意見2:(つづき)

- 利用停止によって発生が想定される課題(トラブル)には、他に次のものが想定されます
 - 機器の所有権に関わる課題
 - 例えば家庭用ルータは、「ユーザが購入」「住宅管理者が設置」「ISPからの貸与」など多様な販路による所有・管理形態があり、利用停止は主に費用負担等経済的な観点から多くのトラブルが想定されます。
 - 製品ライフタイムと設備投資に関わる課題
 - セキュリティ基準は技術進展に伴い適時アップデートがなされることを想定しておりますが、頻繁な利用停止は企業の減価償却計画を妨げ、設備投資の消極化につながると考えます。規模や会社方針にもよりますが、10年以上の運用・償却を前提に事業をされているISPや企業も多く存在します。
 - 電波法におけるスプリアス新基準等への移行では、現時点で19年以上の移行期間を置く形となっており、今回のような急速な市場設備の入れ替えを想定したものではありません
 - 利用停止とする機器の設定に関する困難さへ課題
 - 改正前の認証取得機器に対し、停止すべき機器をどのように決定すべきか、メーカー視点では適切な案を持ちません。
 - 例えば新たな技術基準への適合が必要とされる場合は本制度が第三者認証であることから、必要な人的・経済的コストが事実上認証再取得と変わらず、大きな負担となる可能性が高いと考えます。
 - 利用停止を求める機器の出荷年限で区切る(例:2019年以前技適取得機器)等の方針においても、ソフトウェアの寿命と製品発売(技適取得)からの寿命はイコールでない場合が多く、やはり不合理と考えます。
 - 端末設備以外の用途での利用を妨げる課題
 - 端末設備規則としての利用停止を実施することにより、クローズネットワークでの使用など、他用途機器の利用を妨げてしまう可能性があり、そのようなことが無いよう配慮いただきたいと思います。

意見3: 制度の法令上の建付けに関する意見

- 技術要件の記載方法に関しては、**これまでと同様省令およびガイドラインへの記載**が望ましいと考えます。
- ただ、ガイドラインの位置づけが**海外のMRA制度を利用した取り扱い事業者などへ確実に周知されること**を希望します。電波法および法令等では主に海外企業によって設計・製造された機器の不適合が多く報告されております*。端末設備等規則においても基準を複雑化することにより、ガイドライン(の法的拘束力)を正しく解釈しないことによる同様の問題発生の可能性を危惧しております

* <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/zirei/index.htm>

【柴田電気通信技術システム課企画官】

本日の論点に沿って、CIAJとJEITAを中心に伺いたい。先ほどから構成員の皆様意見を伺っていると、JC-STARの★1の全ての項目ではないが、これに追いつくことで強制規格を強化していくという方向性に見受けられる。そのときに、例えば省令と告示とガイドラインという手段があるが、どこまでを省令、告示、ガイドラインで規定するかを考える必要がある。例えばガイドラインに書いたときに、それを強制規格として守ってもらえるのか。特にJEITAの資料の最後の頁に、国内市場に不適合なものが入らないようにとあるが、省令に大ざっぱなことしか書かず、ガイドラインで、この省令の趣旨はJC-STAR★1を守っている状態とする、等と書いたときに、それを守ってもらえるのか懸念される。省令、告示、ガイドラインの書き分けは大事であるが、それを特に主張されているCIAJ、JEITAから見て、ほとんどのものをガイドラインにしてしまったときに、不適合機器の排除につながれるとお考えか。

※情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会(第88回) 議事要旨 p3